

## 日本政府、女性救済支援協会へ資金協力

2017年2月15日、女性救済支援協会施設において、岡田憲治在ベネズエラ日本国特命全権大使とヌリー・ペルニア・女性救済支援協会代表は、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、「女性救済支援協会職業訓練コース調理機材整備計画」の贈与契約に署名した。供与額56,163米ドルは、同協会が実施する職業訓練コースのために必要な調理機材の購入資金に充てられる。

冒頭、岡田憲治大使が、本計画への資金協力を通じ、同協会が、ベネズエラ国民の心身の健康及び生活の改善に貢献できることを嬉しく思うと述べ、本計画の財源が日本国民の納めた貴重な税金であることに鑑み、資金を適切に使用することを希望すると付言した。続いて、女性救済支援協会より、日本政府への感謝の言葉が述べられた後、出席者は、団体の施設と活動内容を視察した。

女性救済支援協会は、1995年の設立時より20年以上に亘って、女性や青少年の自立支援を通して、地域社会へ大きく貢献してきた。今回の資金協力により、さらに多くの地域住民に、より質の高い職業訓練コースを実施し、地域の食糧事情を改善することを目標としている。

日本政府が、同協会へ行う資金協力は、今回が2度目である。日本大使館は、同協会が、2010年に供与された80,029米ドルの資金協力により整備した施設を有効活用し、活動を発展させ、自立した運営を実現した実績を評価し、今回、2度目の資金協力を決定した。

日本政府による草の根・人間の安全保障無償資金協力は、基礎医療、基礎教育、貧困等、人間の安全保障に関わる社会開発プロジェクトの推進を支援することを目的として、地方自治体、NGO、医療施設、公立小中学校等を対象とする草の根レベルの援助である。1999年より現在まで、ベネズエラ国内において、計51件、総額3,610,954米ドルの資金協力を行っている。



岡田大使の挨拶に続き、ヌリー代表との間で贈与契約が交わされた。



活動の一環である、利用者たちの踊りや歌が披露され、ヌリー代表がインストラクターたちの尽力を語った。



施設の視察では、路上で保護された乳幼児たちの様子や、団体の活動資金源となっている、人形制作コースや調理コースが紹介された。